

船舶事故等調査報告書

平成23年10月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011広第107号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成23年6月24日（金） 09時23分ごろ	
発生場所	広島県三原市和田沖町の埋立地南方沖 尾道系崎港松 ^{まつはま} 浜防波堤南灯台から真方位237° 1,640m付近 （概位 北緯34° 22.6′ 東経133° 05.8′）	
事故等調査の経過	平成23年6月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 旅客船 ニューホーウライ、19トン 280-22436広島、有限会社ほうらい汽船</p> <p>B モーターボート さくら丸、5トン未満 273-1415広島、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士</p> <p>B 船長B、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A 左舷船首部に擦過傷</p> <p>B 右舷船首部に擦過傷</p>	
事故等の経過	<p>A船は、船長Aほか1人が乗り組み、旅客11人を乗せ、和田沖町の埋立地南方沖を三原棧橋に向けて航行中、平成23年6月24日09時23分ごろB船と衝突した。</p> <p>船長Aは、両船のけが人の有無及び船体の損傷状況を確認し、旅客を降ろすため、三原棧橋に向かい、海上保安部に事故の発生を連絡した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、漂流しながら釣りをを行い、反転して釣り場を移動しようとしたとき、右舷前方にA船を初認したが、A船は速力が速いので、A船の船尾方を航行しようと思ひ、速力を約1ノットの対地速力とし、周囲の見張りを行わないで後部甲板で釣り具の整理を行っていたところ、衝突の数秒前、右舷正横至近にA船を認め、全速力後進としたが、B船の右舷船首部にA船の左舷船首部が衝突した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風速 約5m/s、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期、潮流 微弱な南南西流</p>	
その他の事項	<p>本事故発生場所付近で釣り中の船舶は、B船ほか1隻であった。</p> <p>船長Bは、ふだん、本事故発生場所付近を航行する旅客船が周囲の釣り船に対して注意喚起のために汽笛を鳴らしているのを度々聞いていたが、本事故当時は、聞かなかった。</p>	
分析	乗組員等の関与	あり
	船体・機関等の関与	なし
	気象・海象の関与	なし
	判明した事項の解析	A船は、和田沖町の埋立地南方沖を北進中、B船と衝突したものと考えられるが、船長Aから十分な情報が得られなかったため、衝突に至る状況

	<p>を明らかにすることはできなかった。</p> <p>B船は、和田沖町の埋立地南方沖において極微速力前進で東北東進中、船長Bが、A船がB船の前路を通過するものと思い込み、後部甲板で釣具の整理を行い見張りを行っていなかったことから、A船が接近するまで気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、和田沖町の埋立地南方沖において、A船が北進中、B船が極微速力前進で東北東進中、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>